

■福島県議会議員一般選挙のお知らせ

●問い合わせ
選挙管理委員会事務局
TEL 81-2111

東日本大震災の影響により、執行が延期されている福島県議会議員一般選挙が執行されます。皆さんの声を県政に生かす大切な選挙です。棄権しないで投票を。

投票日…**11月20日(日)** 告示…11月10日(木)
投票所・投票時間…市内35カ所 午前7時から午後7時まで

期日前投票
投票日に投票
できない場合は
こちらへ→

場 所	期 日	時 間	備 考
田村市役所	11月11日(金)	午前8時30分	田村市にお住まいのかたは、 どなたでも投票できます。
	11月19日(土)	午後8時	
滝根行政局 大越行政局 都路行政局 常葉行政局	11月14日(月)	午前8時30分	
	11月19日(土)	午後7時	
船引地区 各出張所	11月16日(水)	午前8時30分	当該出張所管内にお住まいの かたのみ、投票できます
	11月19日(土)	午後5時	

市外へ避難されているなどで田村市での投票が困難であるかたは、現在滞在している市区町村で不在者投票ができます。
不在者投票の方法など、詳しくは選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

■子ども手当についてのお知らせ

●問い合わせ
保健福祉部 社会福祉課
TEL 81-2273
または各行政局市民課

平成23年度子ども手当支給等に関する特別措置法が公布されたことに伴い、平成23年10月分からの手当額や支給要件などが変わります。

10月分以降の手当を受けるためには新たに認定請求が必要となります。

現在、子ども手当を受給しているかたなど手続きが必要なかたに認定請求書等を送付しますので忘れずに手続きをしてください。

- 今回の特別措置法により対象となる期間……平成23年10月分から平成24年3月分まで
- 支給月額……

①0歳から3歳未満(一律)	15,000円
②3歳から小学校終了前(第1子・第2子)	10,000円
③3歳から小学校終了前(第3子)	15,000円
④中学生(一律)	10,000円
- 所得制限……なし ※平成24年6月分以降の手当については所得制限が適用される予定です。
- 新たな支給要件
 - 子どもに対しても国内居住要件が必要となります。(留学中の場合を除く)
 - 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の利用者等に手当が支給されます。
 - 父母が国外にいる場合のみ、監護・生計同一等の支給要件を満たしていれば父母が指定したかたへ手当が支給されます。
 - 離婚協議中別居などで、監護・生計同一等の支給要件を満たすかたが複数いる場合は、子どもと同居しているかたへ手当が支給されます。
 - 保育料未納の場合は子ども手当から直接徴収できるようになります。また、学校給食費等については、本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとなります。

■市の財政健全化判断比率を公表します

●問い合わせ
総務部 財政課
TEL 81-2118

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成22年度の健全化判断比率および資金不足比率を公表します。

平成22年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率

指 標	田村市の比率	⑥早期健全化基準
①実質赤字比率	-	12.80
②連結実質赤字比率	-	17.80
③実質公債費比率	10.7	25.0
④将来負担比率	73.8	350.0
⑤資金不足比率	-	20.0

(単位：%)

●各指標の解説

- ①実質赤字比率**
一般会計等(田村市では一般会計・授産場事業特別会計・診療所事業特別会計)の実質赤字比率です。
※対象となる会計はすべて黒字であり、実質赤字比率は算定されません。
- ②連結実質赤字比率**
すべての会計(一般会計等・公営事業会計(田村市では国民健康保険特別会計・老人保健特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・田村地方介護認定審査会特別会計・公営企業会計)の実質赤字比率です。
※対象となる会計はすべて黒字であり、連結実質赤字比率は算定されません。
- ③実質公債費比率**
公債費や公債費に準じた経費の比重を示す比率です。
○18%以上になると地方債の発行に県知事の許可が必要となります。
○25%以上になると一部の地方債を発行できなくなります。
○35%以上になるとほとんどの地方債を発行できなくなります。
※前回算定値(平成21年度：12.2%)と比べると、1.5ポイント下がりました。
公債費の繰上償還を行いました。その一方で臨時財政対策債(※)発行可能額の大幅増が比率を下げる大きな要因となりました。
- ④将来負担比率**
地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえた比率です。
※前回算定値(平成21年度：122.4%)と比べると48.6ポイント下がりました。
債務負担行為に係る支出予定額の減少や関係一部事務組合における地方債残高の減少などにより、比率が改良したものと考えられます。
- ⑤資金不足比率**
公営企業ごとの資金不足の比率です。
※すべての公営企業において資金不足額、資金不足比率はありません。
- ⑥早期健全化基準**
財政の早期健全化を図ることとなる基準を示し、この数値以上になると財政健全化計画の策定などが義務付けられます。

※臨時財政対策債…地方の財源不足を補てんするため特例的に認められる地方債です。従来はこの財源不足額を補てんするため、国が交付税特別会計で借入れを行い、交付税として地方に配分してきました。平成13年度から地方自らが直接借り入れる方式に切り替えられました。この元利償還金は、その全額が後年度交付税措置され、いわば交付税の肩代わりといえるものです。

なお、福島県市町村財政課ホームページには県内各市町村の指標が掲載されています。
<http://www.pref.fukushima.jp/shichousonzaisei/>